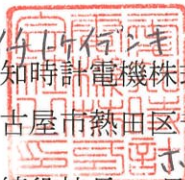



指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 2 年 8 月 27 日

申請者 氏名又は名称  愛知時計電機株式会社
 住所 名古屋市熱田区千年一丁目2番70号
 代表者氏名 取締役社長 星加 俊之 
 電話番号 052-661-5151
 FAX番号 052-661-9315
 メールアドレス

下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 2 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者	✓	8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	上牧町 水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者		23	王寺町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長		17	川西町 水道事業管理者		24	広陵町 上下水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 水道事業管理者		18	三宅町 水道事業管理者		25	河合町 水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	田原本町 水道事業管理者	✓	26	吉野町 水道事業管理者	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		13	平群町 水道事業管理者		20	高取町 水道事業管理者		27	大淀町 上下水道事業管理者	
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	明日香村 水道事業管理者		28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	

指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書

水道事業者 殿

令和 2年 8月 27日

届出者

氏名又は名称
住 所
代表者氏名

愛知時計電機株式会社
名古屋市熱田区千年一丁目2番70号
取締役社長 星加俊之

水道法第25条の7の規定に基づき、次のとおり変更の届出をします。

フリガナ 氏名又は名称	アイチケイデンキ 愛知時計電機株式会社	オオサカシテン 大阪支店	
住 所	大阪市淀川区三津屋北2丁目22番5号		
フリガナ 代表者の氏名	執行役員支店長	ヤハミズ ジョンジ 中水 準二	
変更に係る事項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
(1) ・ 事業所の名称 ・ 事業所の住所	愛知時計電機 株式会社 名古屋市熱田区千年 一丁目2番70号	愛知時計電機 株式会社 大阪支店 大阪市淀川区三津屋 北2丁目22番5号	

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書

水道事業者 殿

令和 2 年 8 月 27 日

届出者

氏名又は名称
住 所
代表者氏名

愛知時計電機株式会社
名古屋市熱田区千代一丁目2番70号
取締役社長 星加俊之



水道法第25条の7の規定に基づき、次のとおり変更の届出をします。

フリガナ 氏名又は名称	アイチケイデンキ 愛知時計電機株式会社	大阪支店	
住 所	大阪府淀川区津屋北二丁目2番5号		
フリガナ 代表者の氏名	取締役支店長 星加俊之		
変更に係る事項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
(3) ・ 役員の氏名		取締役会長 神田 廣一 取締役社長 星加 俊之 取締役専務 大西 和光 取締役常務 高須 宏之 取締役 杉野 和記 取締役 吉田 豊 取締役 安井 博司	

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書

水道事業者 殿

令和 2 年 8 月 27 日

届出者

氏名又は名称
住 所
代表者氏名

愛知時計電機株式会社
名古屋市熱田区平野一丁目2番70号
取締役社長 星加俊之



水道法第25条の7の規定に基づき、次のとおり変更の届出をします。

フリガナ 氏名又は名称	アイトケイデンキ 愛知時計電機株式会社	村中 洋二 大阪支店	
住 所	大阪府堺市東区三津屋北2丁目2番5号		
フリガナ 代表者の氏名	取締役支店長 村中 洋二		
変更に係る事項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
		取締役 國島 賢治 取締役 松井 信行 取締役 服部 誠一 常勤監査役 依田 耕治 常勤監査役 辻 憲史 監査役 中村 修	

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

様式第2（水道法施行規則第18条及び第34条関係）

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

令和 2 年 8 月 27 日


申請者

氏名又は名称

住 所

代表者氏名

愛知時計電機株式会社
名古屋市熱田区千年一丁目2番70号
取締役社長 星加俊之印



水道事業者 殿

（備考）この用紙の大きさは、A列4番とすること。

履歴事項全部証明書

名古屋市熱田区千年一丁目2番70号
愛知時計電機株式会社

会社法人等番号	1800-01-021396	
商号	愛知時計電機株式会社	
本店	名古屋市熱田区千年字船方15番地	
	名古屋市熱田区千年一丁目2番70号	昭和46年 2月10日住居表示実施
公告をする方法	電子公告により行う。 http://www.aichitokei.co.jp ただし、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、東京都において発行する日本経済新聞に掲載して行う。	平成18年 6月29日変更
		平成18年 7月 6日登記
	電子公告により行う。 https://www.aichitokei.co.jp ただし、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、東京都において発行する日本経済新聞に掲載して行う。	平成30年 6月 1日変更
		平成30年 6月21日登記
会社成立の年月日	昭和24年6月1日	
目的	1. 時計およびその部分品の製造、修理、仕入ならびに販売 2. 計量器、測定器、分析機器等精密機械器具の製造、修理ならびに販売 3. 計測、制御、監視等に関連するシステム機器、装置、ソフトウェアの開発、製造、修理、販売ならびに保守管理 4. 前号に関連する調査、検針、コンサルティング、情報処理等の業務の受託 5. 工作機械その他諸機械器具工具およびその部分品の製造、加工、修理ならびに販売 6. 計量器その他機械器具工具およびその部分品の輸出入ならびに販売代理 7. 前各号に関連する電気工事、管工事、機械器具設置工事、電気通信工事等の建設工事の請負 8. 前各号に付帯または関連する一切の事業 平成14年 6月27日変更 平成14年 7月 8日登記	
単元株式数	100株	平成28年10月 1日変更
		平成28年10月 3日登記

名古屋市熱田区千年一丁目2番70号
愛知時計電機株式会社

発行可能株式総数	1440万株	平成28年10月 1日変更
		平成28年10月 3日登記
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 514万株	平成28年10月 1日変更
		平成28年10月 3日登記
資本金の額	金32億1815万8400円	平成25年 3月25日変更
		平成25年 3月26日登記
株主名簿管理人の 氏名又は名称及び 住所並びに営業所	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 名古屋市中区栄三丁目15番33号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 平成24年 4月 1日変更	平成24年 4月 3日登記
役員に関する事項	取締役 鈴木 登	平成28年 6月24日重任
		平成28年 7月 7日登記
		平成29年 6月27日退任
		平成29年 7月 7日登記
	取締役 中 邨 知 成	平成28年 6月24日重任
		平成28年 7月 7日登記
		平成29年 6月27日退任
		平成29年 7月 7日登記

刻	取締役	<u>大西和光</u>	平成28年 6月24日重任
			平成28年 7月 7日登記
	取締役	<u>大西和光</u>	平成29年 6月27日重任
			平成29年 7月 7日登記
	取締役	<u>大西和光</u>	平成30年 6月26日重任
			平成30年 7月10日登記
	取締役	<u>大西和光</u>	令和 1年 6月25日重任
			令和 1年 7月 3日登記
	取締役	<u>大西和光</u>	令和 2年 6月24日重任
			令和 2年 7月 2日登記
刻	取締役	<u>杉野和記</u>	平成28年 6月24日重任
			平成28年 7月 7日登記
	取締役	<u>杉野和記</u>	平成29年 6月27日重任
			平成29年 7月 7日登記
	取締役	<u>杉野和記</u>	平成30年 6月26日重任
			平成30年 7月10日登記
	取締役	<u>杉野和記</u>	令和 1年 6月25日重任
			令和 1年 7月 3日登記
取締役	<u>杉野和記</u>	令和 2年 6月24日重任	
		令和 2年 7月 2日登記	

	取締役	<u>神田 廣一</u>	平成28年 6月24日重任
			平成28年 7月 7日登記
	取締役	<u>神田 廣一</u>	平成29年 6月27日重任
			平成29年 7月 7日登記
	取締役	<u>神田 廣一</u>	平成30年 6月26日重任
			平成30年 7月10日登記
	取締役	<u>神田 廣一</u>	令和 1年 6月25日重任
			令和 1年 7月 3日登記
	(取締役	(<u>神田 廣一</u>)	令和 2年 6月24日重任
			令和 2年 7月 2日登記
ア	取締役	<u>高須 宏之</u>	平成28年 6月24日重任
			平成28年 7月 7日登記
	取締役	<u>高須 宏之</u>	平成29年 6月27日重任
			平成29年 7月 7日登記
	取締役	<u>高須 宏之</u>	平成30年 6月26日重任
			平成30年 7月10日登記
	取締役	<u>高須 宏之</u>	令和 1年 6月25日重任
			令和 1年 7月 3日登記
	取締役	<u>高須 宏之</u>	令和 2年 6月24日重任
			令和 2年 7月 2日登記

X	取締役	<u>松原秀式</u>	平成28年 6月24日重任 平成28年 7月 7日登記
	取締役	<u>松原秀式</u>	平成29年 6月27日重任 平成29年 7月 7日登記
	取締役	<u>松原秀式</u>	平成30年 6月26日重任 平成30年 7月10日登記
			令和 1年 6月25日退任 令和 1年 7月 3日登記
	取締役	<u>星加俊之</u>	平成28年 6月24日重任 平成28年 7月 7日登記
	取締役	<u>星加俊之</u>	平成29年 6月27日重任 平成29年 7月 7日登記
	取締役	<u>星加俊之</u>	平成30年 6月26日重任 平成30年 7月10日登記
	取締役	<u>星加俊之</u>	令和 1年 6月25日重任 令和 1年 7月 3日登記
	(取締役	<u>星加俊之</u>)	令和 2年 6月24日重任 令和 2年 7月 2日登記

あり	取締役	<u>松井 信行</u>	平成28年 6月24日重任
			平成28年 7月 7日登記
	取締役	<u>松井 信行</u>	平成29年 6月27日重任
			平成29年 7月 7日登記
	取締役	<u>松井 信行</u>	平成30年 6月26日重任
			平成30年 7月10日登記
	取締役	<u>松井 信行</u>	令和 1年 6月25日重任
			令和 1年 7月 3日登記
	取締役	<u>松井 信行</u>	令和 2年 6月24日重任
			令和 2年 7月 2日登記
あり	取締役	<u>服部 誠一</u>	平成28年 6月24日就任
			平成28年 7月 7日登記
	取締役	<u>服部 誠一</u>	平成29年 6月27日重任
			平成29年 7月 7日登記
	取締役	<u>服部 誠一</u>	平成30年 6月26日重任
			平成30年 7月10日登記
	取締役	<u>服部 誠一</u>	令和 1年 6月25日重任
			令和 1年 7月 3日登記
	取締役	<u>服部 誠一</u>	令和 2年 6月24日重任
			令和 2年 7月 2日登記

X	取締役	<u>辻 憲 史</u>	平成29年 6月27日就任 ----- 平成29年 7月 7日登記	
	取締役	<u>辻 憲 史</u>	平成30年 6月26日重任 ----- 平成30年 7月10日登記	
	取締役	<u>辻 憲 史</u>	令和 1年 6月25日重任 ----- 令和 1年 7月 3日登記	
			令和 2年 6月24日退任 ----- 令和 2年 7月 2日登記	
	取締役	<u>吉 田 豊</u>	平成29年 6月27日就任 ----- 平成29年 7月 7日登記	
	取締役	<u>吉 田 豊</u>	平成30年 6月26日重任 ----- 平成30年 7月10日登記	
	取締役	<u>吉 田 豊</u>	令和 1年 6月25日重任 ----- 令和 1年 7月 3日登記	
	あり	取締役	<u>吉 田 豊</u>	令和 2年 6月24日重任 ----- 令和 2年 7月 2日登記
	あり	取締役	<u>安 井 博 司</u>	令和 1年 6月25日就任 ----- 令和 1年 7月 3日登記
あり		取締役	<u>安 井 博 司</u>	令和 2年 6月24日重任 ----- 令和 2年 7月 2日登記
あり		取締役	<u>國 島 賢 治</u>	令和 2年 6月24日就任 ----- 令和 2年 7月 2日登記
X	名古屋市瑞穂区春山町15番地の1 代表取締役	<u>鈴 木 登</u>	平成28年 6月24日重任 ----- 平成28年 7月 7日登記	
			平成29年 6月27日退任 ----- 平成29年 7月 7日登記	

又	三重県桑名市松ノ木三丁目16番地3 代表取締役 神田 廣一	平成28年 6月24日重任 ----- 平成28年 7月 7日登記	
	三重県桑名市松ノ木三丁目16番地3 代表取締役 神田 廣一	平成29年 6月27日重任 ----- 平成29年 7月 7日登記	
	三重県桑名市松ノ木三丁目16番地3 代表取締役 神田 廣一	平成30年 6月26日重任 ----- 平成30年 7月10日登記	
	三重県桑名市松ノ木三丁目16番地3 代表取締役 神田 廣一	令和 1年 6月25日重任 ----- 令和 1年 7月 3日登記	
	三重県桑名市松ノ木三丁目16番地3 代表取締役 神田 廣一	令和 2年 6月24日重任 ----- 令和 2年 7月 2日登記	
	愛知県大府市東新町三丁目1番地の1 代表取締役 星加 俊之	平成29年 6月27日就任 ----- 平成29年 7月 7日登記	
	愛知県大府市東新町三丁目1番地の1 代表取締役 星加 俊之	平成30年 6月26日重任 ----- 平成30年 7月10日登記	
	愛知県大府市東新町三丁目1番地の1 代表取締役 星加 俊之	令和 1年 6月25日重任 ----- 令和 1年 7月 3日登記	
	愛知県大府市東新町三丁目1番地の1 代表取締役 星加 俊之	令和 2年 6月24日重任 ----- 令和 2年 7月 2日登記	
	X	監査役 築山 宗彦 (社外監査役)	平成28年 6月24日就任 ----- 平成28年 7月 7日登記 令和 2年 6月24日(退任) ----- 令和 2年 7月 2日登記
X		監査役 天田 義孝	平成28年 6月24日就任 ----- 平成28年 7月 7日登記 令和 2年 6月24日(退任) ----- 令和 2年 7月 2日登記

<p>X</p> <p>と</p> <p>お</p> <p>お</p>	<p><u>監査役</u> <u>神 田 靖</u></p> <p>(社外監査役)</p>	<p>平成28年 6月24日就任</p> <p>平成28年 7月 7日登記</p> <p>令和 2年 6月24日退任</p> <p>令和 2年 7月 2日登記</p>
	<p><u>監査役</u> <u>依 田 耕 治</u></p> <p>(社外監査役)</p>	<p>令和 2年 6月24日就任</p> <p>令和 2年 7月 2日登記</p>
	<p><u>監査役</u> <u>辻 憲 史</u></p>	<p>令和 2年 6月24日就任</p> <p>令和 2年 7月 2日登記</p>
	<p><u>監査役</u> <u>中 村 修</u></p> <p>(社外監査役)</p>	<p>令和 2年 6月24日就任</p> <p>令和 2年 7月 2日登記</p>
	<p><u>会計監査人</u> <u>有限責任監査法人トーマツ</u></p>	<p>平成28年 6月24日重任</p> <p>平成28年 7月 7日登記</p>
	<p><u>会計監査人</u> <u>有限責任監査法人トーマツ</u></p>	<p>平成29年 6月27日重任</p> <p>平成29年 7月 7日登記</p>
	<p><u>会計監査人</u> <u>有限責任監査法人トーマツ</u></p>	<p>平成30年 6月26日重任</p> <p>平成30年 7月10日登記</p>
	<p><u>会計監査人</u> <u>有限責任監査法人トーマツ</u></p>	<p>令和 1年 6月25日重任</p> <p>令和 1年 7月 3日登記</p>
	<p><u>会計監査人</u> <u>有限責任監査法人トーマツ</u></p>	<p>令和 2年 6月24日重任</p> <p>令和 2年 7月 2日登記</p>
	<p>取締役等の会社に対する責任の免除に関する規定</p>	<p>当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>平成18年 6月29日設定 平成18年 7月 6日登記</p>

<p>非業務執行取締役等の会社に対する責任の制限に関する規定</p>	<p>当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令に定める額とする。</p> <p>当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令に定める額とする。</p> <p style="text-align: right;">平成27年 6月24日変更 平成27年 7月 7日登記</p>																																																					
<p>支 店</p>	<p>1 <u>大阪市淀川区三津屋北二丁目22番5号</u></p>	<p>平成21年 9月28日移転 ----- 平成21年 9月29日登記</p>																																																				
<p>2 <u>東京都新宿区高田馬場二丁目14番2号</u></p> <p>東京都新宿区西新宿六丁目8番1号</p>	<p>平成19年10月 9日移転 ----- 平成19年10月10日登記</p> <p>平成30年 9月25日移転 ----- 平成30年 9月25日登記</p>																																																					
<p>3 名古屋市熱田区千年一丁目2番70号</p>	<p>平成25年 7月 1日移転 ----- 平成25年 7月11日登記</p>																																																					
<p>4 札幌市中央区大通西十五丁目2番地9</p>	<p>平成21年 1月13日移転 ----- 平成21年 1月13日登記</p>																																																					
<p>5 宮城県仙台市宮城野区扇町六丁目1番19号</p>																																																						
<p>6 福岡市南区高宮五丁目3番12号</p>	<p>平成23年10月31日移転 ----- 平成23年11月 2日登記</p>																																																					
<p>新株予約権</p>	<p>愛知時計電機株式会社第1回新株予約権 新株予約権の数</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: right;"><u>102個</u></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;"><u>84個</u></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">平成26年 2月 3日変更</td> <td></td> <td style="text-align: center;">平成26年 2月10日登記</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;"><u>77個</u></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">平成27年 7月17日変更</td> <td></td> <td style="text-align: center;">平成27年 8月 7日登記</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;"><u>65個</u></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">平成28年 7月 1日変更</td> <td></td> <td style="text-align: center;">平成28年 7月11日登記</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;"><u>60個</u></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">平成29年 3月 3日変更</td> <td></td> <td style="text-align: center;">平成29年 4月11日登記</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;"><u>42個</u></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">平成30年 7月18日変更</td> <td></td> <td style="text-align: center;">平成30年 8月 1日登記</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;"><u>29個</u></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">平成31年 2月28日変更</td> <td></td> <td style="text-align: center;">平成31年 3月 8日登記</td> </tr> </table>		<u>102個</u>				<u>84個</u>					平成26年 2月 3日変更		平成26年 2月10日登記	<u>77個</u>					平成27年 7月17日変更		平成27年 8月 7日登記	<u>65個</u>					平成28年 7月 1日変更		平成28年 7月11日登記	<u>60個</u>					平成29年 3月 3日変更		平成29年 4月11日登記	<u>42個</u>					平成30年 7月18日変更		平成30年 8月 1日登記	<u>29個</u>					平成31年 2月28日変更		平成31年 3月 8日登記
<u>102個</u>																																																						
<u>84個</u>																																																						
	平成26年 2月 3日変更		平成26年 2月10日登記																																																			
<u>77個</u>																																																						
	平成27年 7月17日変更		平成27年 8月 7日登記																																																			
<u>65個</u>																																																						
	平成28年 7月 1日変更		平成28年 7月11日登記																																																			
<u>60個</u>																																																						
	平成29年 3月 3日変更		平成29年 4月11日登記																																																			
<u>42個</u>																																																						
	平成30年 7月18日変更		平成30年 8月 1日登記																																																			
<u>29個</u>																																																						
	平成31年 2月28日変更		平成31年 3月 8日登記																																																			

25個

令和 1年12月 2日変更 令和 1年12月16日登記

新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

普通株式 10万2000株

新株予約権1個の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という)は1000株とする。ただし、新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という)以降、当社が当社普通株式の株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ)または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数=調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日(基準日を定めないときはその効力発生日)以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、割当日以降、当社が合併または会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

普通株式 8万4000株

新株予約権1個の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という)は1000株とする。ただし、新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という)以降、当社が当社普通株式の株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ)または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数=調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日(基準日を定めないときはその効力発生日)以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、割当日以降、当社が合併または会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

平成26年 2月 3日変更 平成26年 2月10日登記

普通株式 7万7000株

新株予約権1個の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という)は1000株とする。ただし、新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という)以降、当社が当社普通株式の株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ)または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数=調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日(基準日を定めないときはその効力発生日)以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または

	<p>準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。</p> <p>また、割当日以降、当社が合併または会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。</p> <p>平成27年 7月17日変更 平成27年 8月 7日登記 普通株式 6万5000株</p> <p>新株予約権1個の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は1000株とする。ただし、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という）以降、当社が当社普通株式の株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ）または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。</p> <p>調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率</p> <p>調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときはその効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。</p> <p>また、割当日以降、当社が合併または会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。</p> <p>平成28年 7月 1日変更 平成28年 7月11日登記 普通株式 6500株</p> <p>新株予約権1個の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は100株とする。ただし、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という）以降、当社が当社普通株式の株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ）または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。</p> <p>調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率</p> <p>調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときはその効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。</p> <p>また、割当日以降、当社が合併または会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。</p> <p>平成28年10月 1日変更 平成28年10月 3日登記 普通株式 6000株</p> <p>新株予約権1個の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は100株とする。ただし、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という）以降、当社が当社普通株式の株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ）または株式併合を行う場合には、次</p>
--	--

	<p><u>の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。</u></p> <p><u>調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率</u></p> <p><u>調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときはその効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。</u></p> <p><u>また、割当日以降、当社が合併または会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。</u></p> <p>平成29年 3月 3日変更 平成29年 4月 11日登記 普通株式 4200株</p> <p><u>新株予約権1個の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は100株とする。ただし、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という）以降、当社が当社普通株式の株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ）または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。</u></p> <p><u>調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率</u></p> <p><u>調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときはその効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。</u></p> <p><u>また、割当日以降、当社が合併または会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。</u></p> <p>平成30年 7月18日変更 平成30年 8月 1日登記 普通株式 2900株</p> <p><u>新株予約権1個の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は100株とする。ただし、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という）以降、当社が当社普通株式の株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ）または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。</u></p> <p><u>調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率</u></p> <p><u>調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときはその効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。</u></p> <p><u>また、割当日以降、当社が合併または会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。</u></p>
--	--

	<p>平成31年 2月28日変更 平成31年 3月 8日登記 普通株式 2500株 新株予約権1個の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という)は100株とする。ただし、新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という)以降、当社が当社普通株式の株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ)または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。 調整後付与株式数=調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率 調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日(基準日を定めないときはその効力発生日)以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。 また、割当日以降、当社が合併または会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。</p> <p>令和 1年12月 2日変更 令和 1年12月16日登記 募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨 新株予約権1個あたり金17万8000円(株式1株あたり金178円) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法 各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの行使価額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。 新株予約権を行使することができる期間 平成23年8月20日から平成43年8月19日までとする。 新株予約権の行使の条件 ①新株予約権者は、新株予約権を行使することができる期間内において、当社の取締役、監査役及び執行役員の内いずれの地位をも喪失した時点(以下、「権利行使開始日」という)以降、新株予約権を行使することができる。ただし、この場合、新株予約権者は、権利行使開始日から5年を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。 ②前記①にかかわらず、新株予約権者は、新株予約権を行使することができる期間内において、以下のア. またはイ. に定める場合には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できる。 ア. 新株予約権者が平成42年8月19日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合 平成42年8月20日から平成43年8月19日 イ. 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案または当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、取締役会決議がなされた場合)ただし、下記A. に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される旨が合併契約、株式交換契約若しくは株式移転計画において定められている場合を除く。 当該承認日の翌日から15日間 A. 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る)または株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る)(以上を総称して以下、「組織再編行為」という)をする場合には、組</p>
--	--

	<p>組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。</p> <ul style="list-style-type: none">a. 交付する再編対象会社の新株予約権の数 新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。b. 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。c. 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件等を勘案の上、当該新株予約権に準じて決定する。d. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定められる再編後行使価額に前記c. に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。e. 新株予約権を行使することができる期間 新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。f. その他の条件 当該新株予約権に準じて決定する。 <p>③前記①及び②アは、新株予約権を相続により承継した者については適用しない。</p> <p>④新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができない。</p>
--	--

	<p>会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件 以下の①、②、③、④または⑤の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。</p> <p>①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案 ②当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案 ③当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案 ④当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案 ⑤新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案</p>	<table border="1"> <tr> <td>平成23年</td> <td>8月19日発行</td> </tr> <tr> <td>平成23年</td> <td>8月30日登記</td> </tr> </table>	平成23年	8月19日発行	平成23年	8月30日登記																																												
平成23年	8月19日発行																																																	
平成23年	8月30日登記																																																	
	<p>愛知時計電機株式会社第2回新株予約権 新株予約権の数</p> <table border="1"> <tr> <td>107個</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>88個</td> <td>平成26年</td> <td>2月</td> <td>3日変更</td> <td>平成26年</td> <td>2月10日登記</td> </tr> <tr> <td>81個</td> <td>平成27年</td> <td>7月17日</td> <td>変更</td> <td>平成27年</td> <td>8月7日登記</td> </tr> <tr> <td>68個</td> <td>平成28年</td> <td>7月1日</td> <td>変更</td> <td>平成28年</td> <td>7月11日登記</td> </tr> <tr> <td>63個</td> <td>平成29年</td> <td>3月3日</td> <td>変更</td> <td>平成29年</td> <td>4月11日登記</td> </tr> <tr> <td>44個</td> <td>平成30年</td> <td>7月18日</td> <td>変更</td> <td>平成30年</td> <td>8月1日登記</td> </tr> <tr> <td>30個</td> <td>平成31年</td> <td>2月28日</td> <td>変更</td> <td>平成31年</td> <td>3月8日登記</td> </tr> <tr> <td>26個</td> <td>令和1年</td> <td>12月2日</td> <td>変更</td> <td>令和1年</td> <td>12月16日登記</td> </tr> </table> <p>新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法 普通株式 10万7000株 新株予約権1個の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は1000株とする。ただし、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という）以降、当社が当社普通株式の株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ）または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。 調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率 調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときはその効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。</p>		107個						88個	平成26年	2月	3日変更	平成26年	2月10日登記	81個	平成27年	7月17日	変更	平成27年	8月7日登記	68個	平成28年	7月1日	変更	平成28年	7月11日登記	63個	平成29年	3月3日	変更	平成29年	4月11日登記	44個	平成30年	7月18日	変更	平成30年	8月1日登記	30個	平成31年	2月28日	変更	平成31年	3月8日登記	26個	令和1年	12月2日	変更	令和1年	12月16日登記
107個																																																		
88個	平成26年	2月	3日変更	平成26年	2月10日登記																																													
81個	平成27年	7月17日	変更	平成27年	8月7日登記																																													
68個	平成28年	7月1日	変更	平成28年	7月11日登記																																													
63個	平成29年	3月3日	変更	平成29年	4月11日登記																																													
44個	平成30年	7月18日	変更	平成30年	8月1日登記																																													
30個	平成31年	2月28日	変更	平成31年	3月8日登記																																													
26個	令和1年	12月2日	変更	令和1年	12月16日登記																																													

	<p>また、割当日以降、当社が合併または会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。</p> <p>普通株式 8万8000株</p> <p>新株予約権1個の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は1000株とする。ただし、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という）以降、当社が当社普通株式の株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ）または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。</p> <p>調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率</p> <p>調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときはその効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。</p> <p>また、割当日以降、当社が合併または会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。</p> <p>平成26年 2月 3日変更 平成26年 2月10日登記</p> <p>普通株式 8万1000株</p> <p>新株予約権1個の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は1000株とする。ただし、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という）以降、当社が当社普通株式の株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ）または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。</p> <p>調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率</p> <p>調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときはその効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。</p> <p>また、割当日以降、当社が合併または会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。</p> <p>平成27年 7月17日変更 平成27年 8月 7日登記</p> <p>普通株式 6万8000株</p> <p>新株予約権1個の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は1000株とする。ただし、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という）以降、当社が当社普通株式の株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ）または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。</p> <p>調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率</p> <p>調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときはその効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力</p>
--	---

	<p>発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。</p> <p>また、割当日以降、当社が合併または会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。</p> <p style="text-align: center;">平成28年 7月 1日変更 平成28年 7月11日登記</p> <p>普通株式 6800株</p> <p>新株予約権1個の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は100株とする。ただし、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という）以降、当社が当社普通株式の株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ）または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。</p> <p>調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率</p> <p>調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときはその効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。</p> <p>また、割当日以降、当社が合併または会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。</p> <p style="text-align: center;">平成28年10月 1日変更 平成28年10月 3日登記</p> <p>普通株式 6300株</p> <p>新株予約権1個の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は100株とする。ただし、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という）以降、当社が当社普通株式の株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ）または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。</p> <p>調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率</p> <p>調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときはその効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。</p> <p>また、割当日以降、当社が合併または会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。</p> <p style="text-align: center;">平成29年 3月 3日変更 平成29年 4月11日登記</p> <p>普通株式 4400株</p> <p>新株予約権1個の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は100株とする。ただし、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という）以降、当社が当社普通株式の株式分割（当社普通株式の無償割当てを含</p>
--	---

む。以下、株式分割の記載につき同じ) または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割または株式併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日(基準日を定めないときはその効力発生日)以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、割当日以降、当社が合併または会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

平成30年 7月18日変更 平成30年 8月 1日登記

普通株式 3000株

新株予約権1個の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という)は100株とする。ただし、新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という)以降、当社が当社普通株式の株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ)または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割または株式併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日(基準日を定めないときはその効力発生日)以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、割当日以降、当社が合併または会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

平成31年 2月28日変更 平成31年 3月 8日登記

普通株式 2600株

新株予約権1個の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という)は100株とする。ただし、新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という)以降、当社が当社普通株式の株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ)または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割または株式併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日(基準日を定めないときはその効力発生日)以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、割当日以降、当社が合併または会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲

	<p>で付与株式数を適切に調整することができる。</p> <p>令和 1年12月 2日変更 令和 1年12月16日登記</p> <p>募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨 新株予約権1個あたり金21万3000円(株式1株あたり金213円)</p> <p>新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法 各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの行使価額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。</p> <p>新株予約権を行使することができる期間 平成24年8月10日から平成44年8月9日までとする。</p> <p>新株予約権の行使の条件</p> <p>①新株予約権者は、新株予約権を行使することができる期間内において、当社の取締役、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した時点(以下、「権利行使開始日」という)以降、新株予約権を行使することができる。ただし、この場合、新株予約権者は、権利行使開始日から5年を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。</p> <p>②前記①にかかわらず、新株予約権者は、新株予約権を行使することができる期間内において、以下のア. またはイ. に定める場合には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できる。</p> <p>ア. 新株予約権者が平成43年8月9日に至るまでに権利行使開始日を迎えてなかった場合 平成43年8月10日から平成44年8月9日</p> <p>イ. 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案または当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、取締役会決議がなされた場合)ただし、下記A. に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される旨が合併契約、株式交換契約若しくは株式移転計画において定められている場合を除く。 当該承認日の翌日から15日間</p> <p>A. 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る)または株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る)(以上を総称して以下、「組織再編行為」という)をする場合には、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。</p> <p>a. 交付する再編対象会社の新株予約権の数 新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。</p> <p>b. 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。</p> <p>c. 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数</p>
--	---

	<p>組織再編行為の条件等を勘案の上、当該新株予約権に準じて決定する。</p> <p>d. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定められる再編後行使価額に前記c. に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。</p> <p>e. 新株予約権を行使することができる期間 新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。</p> <p>f. その他の条件 当該新株予約権に準じて決定する。</p> <p>③前記①及び②アは、新株予約権を相続により承継した者については適用しない。</p> <p>④新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができない。</p> <p>会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件 以下の①、②、③、④または⑤の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。</p> <p>①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案 ②当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案 ③当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案 ④当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案 ⑤新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案</p>																																										
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;"></td> <td style="width: 20%; text-align: center;">平成24年 8月 9日発行</td> <td style="width: 20%;"></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">-----</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">平成24年 8月 20日登記</td> <td></td> </tr> </table> <p>愛知時計電機株式会社第3回新株予約権 新株予約権の数</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;"><u>112個</u></td> <td style="width: 30%; text-align: center;">平成27年 7月17日変更</td> <td style="width: 30%; text-align: center;">平成27年 8月 7日登記</td> </tr> <tr> <td><u>104個</u></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>92個</u></td> <td style="text-align: center;">平成28年 7月 1日変更</td> <td style="text-align: center;">平成28年 7月11日登記</td> </tr> <tr> <td><u>86個</u></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>67個</u></td> <td style="text-align: center;">平成29年 3月 3日変更</td> <td style="text-align: center;">平成29年 4月11日登記</td> </tr> <tr> <td><u>67個</u></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>53個</u></td> <td style="text-align: center;">平成30年 7月18日変更</td> <td style="text-align: center;">平成30年 8月 1日登記</td> </tr> <tr> <td><u>53個</u></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>51個</u></td> <td style="text-align: center;">平成31年 2月28日変更</td> <td style="text-align: center;">平成31年 3月 8日登記</td> </tr> <tr> <td><u>51個</u></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">令和 1年12月 2日変更</td> <td style="text-align: center;">令和 1年12月16日登記</td> </tr> </table>		平成24年 8月 9日発行			-----			平成24年 8月 20日登記		<u>112個</u>	平成27年 7月17日変更	平成27年 8月 7日登記	<u>104個</u>			<u>92個</u>	平成28年 7月 1日変更	平成28年 7月11日登記	<u>86個</u>			<u>67個</u>	平成29年 3月 3日変更	平成29年 4月11日登記	<u>67個</u>			<u>53個</u>	平成30年 7月18日変更	平成30年 8月 1日登記	<u>53個</u>			<u>51個</u>	平成31年 2月28日変更	平成31年 3月 8日登記	<u>51個</u>				令和 1年12月 2日変更	令和 1年12月16日登記
	平成24年 8月 9日発行																																										

	平成24年 8月 20日登記																																										
<u>112個</u>	平成27年 7月17日変更	平成27年 8月 7日登記																																									
<u>104個</u>																																											
<u>92個</u>	平成28年 7月 1日変更	平成28年 7月11日登記																																									
<u>86個</u>																																											
<u>67個</u>	平成29年 3月 3日変更	平成29年 4月11日登記																																									
<u>67個</u>																																											
<u>53個</u>	平成30年 7月18日変更	平成30年 8月 1日登記																																									
<u>53個</u>																																											
<u>51個</u>	平成31年 2月28日変更	平成31年 3月 8日登記																																									
<u>51個</u>																																											
	令和 1年12月 2日変更	令和 1年12月16日登記																																									

48個

令和 2年 2月 6日変更 令和 2年 2月17日登記
 新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

普通株式 11万2000株

新株予約権1個の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という)は1000株とする。ただし、新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という)以降、当社が当社普通株式の株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ)または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \frac{\text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割または株式併合の比率}}{\text{比率}}$$

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日(基準日を定めないときはその効力発生日)以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、割当日以降、当社が合併または会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

普通株式 10万4000株

新株予約権1個の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という)は1000株とする。ただし、新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という)以降、当社が当社普通株式の株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ)または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \frac{\text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割または株式併合の比率}}{\text{比率}}$$

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日(基準日を定めないときはその効力発生日)以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、割当日以降、当社が合併または会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

平成27年 7月17日変更 平成27年 8月 7日登記

普通株式 9万2000株

新株予約権1個の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という)は1000株とする。ただし、新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という)以降、当社が当社普通株式の株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ)または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \frac{\text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割または株式併合の比率}}{\text{比率}}$$

	<p>調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときはその効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。</p> <p>また、割当日以降、当社が合併または会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。</p> <p style="text-align: center;">平成28年 7月 1日変更 平成28年 7月11日登記</p> <p>普通株式 9200株</p> <p>新株予約権1個の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は100株とする。ただし、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という）以降、当社が当社普通株式の株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ）または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。</p> <p>調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割または株式併合の比率</p> <p>調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときはその効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。</p> <p>また、割当日以降、当社が合併または会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。</p> <p style="text-align: center;">平成28年10月 1日変更 平成28年10月 3日登記</p> <p>普通株式 8600株</p> <p>新株予約権1個の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は100株とする。ただし、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という）以降、当社が当社普通株式の株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ）または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。</p> <p>調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割または株式併合の比率</p> <p>調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときはその効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。</p> <p>また、割当日以降、当社が合併または会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。</p> <p style="text-align: center;">平成29年 3月 3日変更 平成29年 4月11日登記</p>
--	---

	<p>普通株式 6700株</p> <p>新株予約権1個の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という)は100株とする。ただし、新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という)以降、当社が当社普通株式の株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ)または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。</p> <p>調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割または株式併合の比率</p> <p>調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日(基準日を定めないときはその効力発生日)以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。</p> <p>また、割当日以降、当社が合併または会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。</p> <p>平成30年 7月18日変更 平成30年 8月 1日登記</p> <p>普通株式 5300株</p> <p>新株予約権1個の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という)は100株とする。ただし、新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という)以降、当社が当社普通株式の株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ)または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。</p> <p>調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割または株式併合の比率</p> <p>調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日(基準日を定めないときはその効力発生日)以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。</p> <p>また、割当日以降、当社が合併または会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。</p> <p>平成31年 2月28日変更 平成31年 3月 8日登記</p> <p>普通株式 5100株</p> <p>新株予約権1個の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という)は100株とする。ただし、新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という)以降、当社が当社普通株式の株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ)または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。</p> <p>調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割または株式併合の比率</p> <p>調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日(基準日を定めないときはその効力発生日)以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式</p>
--	---

	<p>分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。</p> <p>また、割当日以降、当社が合併または会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。</p> <p>令和 1年12月 2日変更 令和 1年12月16日登記 普通株式 4800株</p> <p>新株予約権1個の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は100株とする。ただし、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という）以降、当社が当社普通株式の株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ）または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。</p> <p>調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率</p> <p>調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときはその効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。</p> <p>また、割当日以降、当社が合併または会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。</p> <p>令和 2年 2月 6日変更 令和 2年 2月17日登記</p> <p>募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨 新株予約権1個あたり金20万1000円（株式1株あたり金201円）</p> <p>新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法 各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの行使価額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。</p> <p>新株予約権を行使することができる期間 平成25年8月21日から平成45年8月20日までとする。</p> <p>新株予約権の行使の条件</p> <p>①新株予約権者は、新株予約権を行使することができる期間内において、当社の取締役、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した時点（以下、「権利行使開始日」という）以降、新株予約権を行使することができる。ただし、この場合、新株予約権者は、権利行使開始日から5年を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。</p> <p>②前記①にかかわらず、新株予約権者は、新株予約権を行使することができる期間内において、以下のア. またはイ. に定める場合（ただし、イ. については、当該新株予約権発行事項中組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される旨が合併契約、株式交換契約若しくは株式移転計画において定められている場合を除く。）には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できる。</p> <p>ア. 新株予約権者が平成44年8月20日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合 平成44年8月21日から平成45年8月20日</p> <p>イ. 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案または当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認され</p>
--	---

た場合（株主総会決議が不要な場合は、取締役会決議がなされた場合）

当該承認日の翌日から15日間

③前記①及び②アは、新株予約権を相続により承継した者については適用しない。

④新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができない。

会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

以下の①、②、③、④または⑤の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

②当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案

③当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案

④当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

⑤新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

平成25年 8月20日発行

平成25年 8月29日登記

愛知時計電機株式会社第4回新株予約権

新株予約権の数

106個

94個

平成28年 7月 1日変更

平成28年 7月11日登記

89個

平成29年 3月 3日変更

平成29年 4月11日登記

76個

平成31年 2月28日変更

平成31年 3月 8日登記

57個

令和 1年 9月30日変更

令和 1年 9月30日登記

53個

令和 2年 2月 6日変更

令和 2年 2月17日登記

新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

普通株式 10万6000株

新株予約権1個の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は1000株とする。ただし、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という）以降、当社が当社普通株式の株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ）または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割または株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときはその効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式

	<p>分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。</p> <p>また、割当日以降、当社が合併または会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。</p> <p>普通株式 9万4000株</p> <p>新株予約権1個の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は1000株とする。ただし、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という）以降、当社が当社普通株式の株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ）または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。</p> $\text{調整後付与株式数} = \frac{\text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割または株式併合の比率}}{\text{比率}}$ <p>調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときはその効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。</p> <p>また、割当日以降、当社が合併または会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。</p> <p>平成28年 7月 1日変更 平成28年 7月11日登記</p> <p>普通株式 9400株</p> <p>新株予約権1個の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は100株とする。ただし、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という）以降、当社が当社普通株式の株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ）または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。</p> $\text{調整後付与株式数} = \frac{\text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割または株式併合の比率}}{\text{比率}}$ <p>調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときはその効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。</p> <p>また、割当日以降、当社が合併または会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。</p> <p>平成28年10月 1日変更 平成28年10月 3日登記</p> <p>普通株式 8900株</p> <p>新株予約権1個の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は100株とする。ただし、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という）以降、当社が当社普通株式の株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ）または株式併合を行う場合には、次</p>
--	--

	<p>の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。</p> <p><u>調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割または株式併合の比率</u></p> <p>調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときはその効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。</p> <p>また、割当日以降、当社が合併または会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。</p> <p>平成29年 3月 3日変更 平成29年 4月 11日登記 普通株式 7600株</p> <p>新株予約権1個の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は100株とする。ただし、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という）以降、当社が当社普通株式の株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ）または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。</p> <p><u>調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割または株式併合の比率</u></p> <p>調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときはその効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。</p> <p>また、割当日以降、当社が合併または会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。</p> <p>平成31年 2月 28日変更 平成31年 3月 8日登記 普通株式 5700株</p> <p>新株予約権1個の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は100株とする。ただし、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という）以降、当社が当社普通株式の株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ）または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。</p> <p><u>調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割または株式併合の比率</u></p> <p>調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときはその効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。</p> <p>また、割当日以降、当社が合併または会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲</p>
--	---

	<p>で付与株式数を適切に調整することができる。</p> <p>令和 1年 9月30日変更 令和 1年 9月30日登記 普通株式 5300株</p> <p>新株予約権1個の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という)は100株とする。ただし、新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という)以降、当社が当社普通株式の株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ)または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。</p> <p>調整後付与株式数=調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率</p> <p>調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日(基準日を定めないときはその効力発生日)以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。</p> <p>また、割当日以降、当社が合併または会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。</p> <p>令和 2年 2月 6日変更 令和 2年 2月17日登記</p> <p>募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨 新株予約権1個あたり金21万7000円(株式1株あたり金217円)</p> <p>新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法 各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの行使価額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。</p> <p>新株予約権を行使することができる期間 平成26年8月13日から平成46年8月12日までとする。</p> <p>新株予約権の行使の条件</p> <p>①新株予約権者は、新株予約権を行使することができる期間内において、当社の取締役、監査役及び執行役員いずれの地位をも喪失した時点(以下、「権利行使開始日」という)以降、新株予約権を行使することができる。ただし、この場合、新株予約権者は、権利行使開始日から5年を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。</p> <p>②前記①にかかわらず、新株予約権者は、新株予約権を行使することができる期間内において、以下のア、またはイ、に定める場合(ただし、イ、については、当該新株予約権発行事項中組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される旨が合併契約、株式交換契約若しくは株式移転計画において定められている場合を除く。)には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できる。</p> <p>ア. 新株予約権者が平成45年8月12日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合 平成45年8月13日から平成46年8月12日</p> <p>イ. 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案または当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、取締役会決議がなされた場合) 当該承認日の翌日から15日間</p> <p>③前記①及び②アは、新株予約権を相続により承継した者については適用しない。</p>
--	--

	<p>④新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができない。</p> <p>会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件 以下の①、②、③、④または⑤の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。</p> <p>①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案 ②当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案 ③当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案 ④当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案 ⑤新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案</p> <table border="1" data-bbox="1093 853 1473 994"> <tr> <td>平成26年</td> <td>8月12日発行</td> </tr> <tr> <td>平成26年</td> <td>8月25日登記</td> </tr> </table>	平成26年	8月12日発行	平成26年	8月25日登記																								
平成26年	8月12日発行																												
平成26年	8月25日登記																												
	<p>愛知時計電機株式会社第5回新株予約権</p> <p>新株予約権の数</p> <table border="1" data-bbox="512 1077 1473 1402"> <tr> <td>78個</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>75個</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>64個</td> <td>平成29年</td> <td>3月3日変更</td> <td>平成29年</td> <td>4月11日登記</td> </tr> <tr> <td>50個</td> <td>平成31年</td> <td>2月28日変更</td> <td>平成31年</td> <td>3月8日登記</td> </tr> <tr> <td>46個</td> <td>令和1年</td> <td>9月30日変更</td> <td>令和1年</td> <td>9月30日登記</td> </tr> <tr> <td></td> <td>令和2年</td> <td>2月6日変更</td> <td>令和2年</td> <td>2月17日登記</td> </tr> </table> <p>新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法</p> <p>普通株式 7万8000株</p> <p>新株予約権1個の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は1000株とする。ただし、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という）以降、当社が当社普通株式の株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ）または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。</p> <p>調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率</p> <p>調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときはその効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。</p> <p>また、割当日以降、当社が合併または会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。</p>	78個				75個				64個	平成29年	3月3日変更	平成29年	4月11日登記	50個	平成31年	2月28日変更	平成31年	3月8日登記	46個	令和1年	9月30日変更	令和1年	9月30日登記		令和2年	2月6日変更	令和2年	2月17日登記
78個																													
75個																													
64個	平成29年	3月3日変更	平成29年	4月11日登記																									
50個	平成31年	2月28日変更	平成31年	3月8日登記																									
46個	令和1年	9月30日変更	令和1年	9月30日登記																									
	令和2年	2月6日変更	令和2年	2月17日登記																									

	<p>普通株式 7800株</p> <p>新株予約権1個の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という)は100株とする。ただし、新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という)以降、当社が当社普通株式の株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ)または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。</p> <p>調整後付与株式数=調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率</p> <p>調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日(基準日を定めないときはその効力発生日)以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。</p> <p>また、割当日以降、当社が合併または会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。</p> <p>平成28年10月 1日変更 平成28年10月 3日登記</p> <p>普通株式 7500株</p> <p>新株予約権1個の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という)は100株とする。ただし、新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という)以降、当社が当社普通株式の株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ)または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。</p> <p>調整後付与株式数=調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率</p> <p>調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日(基準日を定めないときはその効力発生日)以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。</p> <p>また、割当日以降、当社が合併または会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。</p> <p>平成29年 3月 3日変更 平成29年 4月11日登記</p> <p>普通株式 6400株</p> <p>新株予約権1個の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という)は100株とする。ただし、新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という)以降、当社が当社普通株式の株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ)または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。</p> <p>調整後付与株式数=調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率</p> <p>調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日(基準日を定めないときはその効力発生日)以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のため</p>
--	---

	<p>の基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。</p> <p>また、割当日以降、当社が合併または会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。</p> <p>平成31年 2月28日変更 平成31年 3月 8日登記 普通株式 5000株</p> <p>新株予約権1個の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は100株とする。ただし、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という）以降、当社が当社普通株式の株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ）または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。</p> <p>調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率</p> <p>調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときはその効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。</p> <p>また、割当日以降、当社が合併または会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。</p> <p>令和 1年 9月30日変更 令和 1年 9月30日登記 普通株式 4600株</p> <p>新株予約権1個の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は100株とする。ただし、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という）以降、当社が当社普通株式の株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ）または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。</p> <p>調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率</p> <p>調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときはその効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。</p> <p>また、割当日以降、当社が合併または会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。</p> <p>令和 2年 2月 6日変更 令和 2年 2月17日登記</p> <p>募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨 新株予約権1個あたり金27万9000円（株式1株あたり金279円） 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法 各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの行使価額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。 新株予約権を行使することができる期間 平成27年8月19日から平成47年8月18日までとする。</p>
--	---

	<p>新株予約権の行使の条件</p> <p>① 新株予約権者は、新株予約権を行使することができる期間内において、当社の取締役、監査役及び執行役員いずれの地位をも喪失した時点（以下、「権利行使開始日」という）以降、新株予約権を行使することができる。ただし、この場合、新株予約権者は、権利行使開始日から5年を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。</p> <p>② 前記①にかかわらず、新株予約権者は、新株予約権を行使することができる期間内において、以下のア. またはイ. に定める場合（ただし、イ. については、当該新株予約権発行事項中組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される旨が合併契約、株式交換契約若しくは株式移転計画において定められている場合を除く。）には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できる。</p> <p>ア. 新株予約権者が平成46年8月18日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合 平成46年8月19日から平成47年8月18日</p> <p>イ. 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案または当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、取締役会決議がなされた場合） 当該承認日の翌日から15日間</p> <p>③ 前記①及び②アは、新株予約権を相続により承継した者については適用しない。</p> <p>会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件 以下の①、②、③、④または⑤の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。</p> <p>① 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案</p> <p>② 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案</p> <p>③ 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案</p> <p>④ 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案</p> <p>⑤ 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案</p> <table border="1" data-bbox="1085 1624 1453 1758"> <tr> <td>平成27年</td> <td>8月18日発行</td> </tr> <tr> <td>平成27年</td> <td>8月31日登記</td> </tr> </table> <p>愛知時計電機株式会社第6回新株予約権 新株予約権の数</p> <table border="1" data-bbox="443 1848 1453 2045"> <tr> <td>97個</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>84個</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>65個</td> <td>平成31年</td> <td>2月28日変更</td> <td>平成31年</td> <td>3月8日登記</td> </tr> <tr> <td></td> <td>令和1年</td> <td>9月30日変更</td> <td>令和1年</td> <td>9月30日登記</td> </tr> </table>	平成27年	8月18日発行	平成27年	8月31日登記	97個					84個					65個	平成31年	2月28日変更	平成31年	3月8日登記		令和1年	9月30日変更	令和1年	9月30日登記
平成27年	8月18日発行																								
平成27年	8月31日登記																								
97個																									
84個																									
65個	平成31年	2月28日変更	平成31年	3月8日登記																					
	令和1年	9月30日変更	令和1年	9月30日登記																					

	<p>新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法</p> <p>普通株式 9万7000株</p> <p>新株予約権1個の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という)は1000株とする。ただし、新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という)以降、当社が当社普通株式の株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ)または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。</p> <p>調整後付与株式数=調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率</p> <p>調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日(基準日を定めないときはその効力発生日)以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。</p> <p>また、割当日以降、当社が合併または会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。</p> <p>普通株式 9700株</p> <p>新株予約権1個の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という)は100株とする。ただし、新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という)以降、当社が当社普通株式の株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ)または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。</p> <p>調整後付与株式数=調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率</p> <p>調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日(基準日を定めないときはその効力発生日)以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。</p> <p>また、割当日以降、当社が合併または会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。</p> <p>平成28年10月 1日変更 平成28年10月 3日登記</p> <p>普通株式 8400株</p> <p>新株予約権1個の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という)は100株とする。ただし、新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という)以降、当社が当社普通株式の株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ)または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。</p> <p>調整後付与株式数=調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率</p> <p>調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日(基準日を定めないときはその効力発生日)以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のため</p>
--	---

の基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、割当日以降、当社が合併または会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

平成31年 2月28日変更 平成31年 3月 8日登記

普通株式 6500株

新株予約権1個の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は100株とする。ただし、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という）以降、当社が当社普通株式の株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ）または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率
調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときはその効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、割当日以降、当社が合併または会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

令和 1年 9月30日変更 令和 1年 9月30日登記

募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨
新株予約権1個あたり金21万3000円（株式1株あたり金213円）

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの行使価額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

平成28年8月18日から平成48年8月17日までとする。

新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者は、新株予約権を行使することができる期間内において、当社の取締役、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した時点（以下、「権利行使開始日」という）以降、新株予約権を行使することができる。ただし、この場合、新株予約権者は、権利行使開始日から5年を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。
- ② 前記①にかかわらず、新株予約権者は、新株予約権を行使することができる期間内において、以下のア. またはイ. に定める場合（ただし、イ. については、当該新株予約権発行事項中組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される旨が合併契約、株式交換契約若しくは株式移転計画において定められている場合を除く。）には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できる。

ア. 新株予約権者が平成47年8月17日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合

平成47年8月18日から平成48年8月17日

イ. 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案または当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、取締役会決議がなさ

	<p>れた場合) 当該承認日の翌日から15日間</p> <p>③ 前記①及び②アは、新株予約権を相続により承継した者については適用しない。</p> <p>会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件 以下の①、②、③、④または⑤の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。</p> <p>① 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案 ② 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案 ③ 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案 ④ 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案 ⑤ 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案</p> <table border="1" data-bbox="1098 958 1471 1093"> <tr> <td>平成28年</td> <td>8月17日発行</td> </tr> <tr> <td>平成28年</td> <td>8月30日登記</td> </tr> </table>	平成28年	8月17日発行	平成28年	8月30日登記
平成28年	8月17日発行				
平成28年	8月30日登記				
	<p>愛知時計電機株式会社第7回新株予約権 新株予約権の数 76個</p> <p>新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法 普通株式 7600株</p> <p>新株予約権1個の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は100株とする。ただし、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という）以降、当社が当社普通株式の株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ）または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。</p> <p>調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率 調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときはその効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。</p> <p>また、割当日以降、当社が合併または会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。</p> <p>募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨 新株予約権1個あたり金30万800円（株式1株あたり金3008円）</p> <p>新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法 各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの行使価額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。</p>				

	<p>新株予約権を行使することができる期間 平成29年8月18日から平成49年8月17日までとする。</p> <p>新株予約権の行使の条件</p> <p>① 新株予約権者は、新株予約権を行使することができる期間内において、当社の取締役、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した時点（以下、「権利行使開始日」という）以降、新株予約権を行使することができる。ただし、この場合、新株予約権者は、権利行使開始日から5年を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。</p> <p>② 前記①にかかわらず、新株予約権者は、新株予約権を行使することができる期間内において、以下のア、またはイ、に定める場合（ただし、イについては、当該新株予約権発行事項中組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される旨が合併契約、株式交換契約若しくは株式移転計画において定められている場合を除く。）には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できる。</p> <p>ア. 新株予約権者が平成48年8月17日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合 平成48年8月18日から平成49年8月17日</p> <p>イ. 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案または当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、取締役会決議がなされた場合） 当該承認日の翌日から15日間</p> <p>③ 前記①及び②アは、新株予約権を相続により承継した者については適用しない。</p> <p>会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件 以下の①、②、③、④または⑤の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。</p> <p>① 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案 ② 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案 ③ 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案 ④ 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案 ⑤ 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案</p> <table border="1" data-bbox="1093 1697 1457 1836"> <tr> <td>平成29年</td> <td>8月18日発行</td> </tr> <tr> <td>平成29年</td> <td>8月31日登記</td> </tr> </table>	平成29年	8月18日発行	平成29年	8月31日登記
平成29年	8月18日発行				
平成29年	8月31日登記				
	<p>愛知時計電機株式会社第8回新株予約権 新株予約権の数 76個 新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法 普通株式 7600株 新株予約権1個の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は100株とする。ただし、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」とい</p>				

	<p>う)以降、当社が当社普通株式の株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ)または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。</p> <p>調整後付与株式数=調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率</p> <p>調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日(基準日を定めないときはその効力発生日)以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。</p> <p>また、割当日以降、当社が合併または会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。</p> <p>募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨新株予約権1個あたり金31万8900円(株式1株あたり金3189円)</p> <p>新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法 各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの行使価額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。</p> <p>新株予約権を行使することができる期間 平成30年7月19日から平成50年7月18日までとする。</p> <p>新株予約権の行使の条件</p> <p>① 新株予約権者は、新株予約権を行使することができる期間内において、当社の取締役、監査役及び執行役員いずれの地位をも喪失した時点(以下、「権利行使開始日」という)以降、新株予約権を行使することができる。ただし、この場合、新株予約権者は、権利行使開始日から5年を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。</p> <p>② 前記①にかかわらず、新株予約権者は、新株予約権を行使することができる期間内において、以下のア、またはイ、に定める場合(ただし、イについては、当該新株予約権発行事項中組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される旨が合併契約、株式交換契約若しくは株式移転計画において定められている場合を除く。)には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できる。</p> <p>ア. 新株予約権者が平成49年7月18日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合 平成49年7月19日から平成50年7月18日</p> <p>イ. 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案または当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、取締役会決議がなされた場合) 当該承認日の翌日から15日間</p> <p>③ 前記①及び②アは、新株予約権を相続により承継した者については適用しない。</p>
--	--

	<p>会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件 以下の①、②、③、④または⑤の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。</p> <p>① 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案 ② 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案 ③ 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案 ④ 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案 ⑤ 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案</p> <table border="1" data-bbox="1093 817 1460 952"> <tr> <td>平成30年</td> <td>7月19日発行</td> </tr> <tr> <td>平成30年</td> <td>8月1日登記</td> </tr> </table>	平成30年	7月19日発行	平成30年	8月1日登記
平成30年	7月19日発行				
平成30年	8月1日登記				
	<p>愛知時計電機株式会社第9回新株予約権</p> <p>新株予約権の数 74個</p> <p>新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法 普通株式 7400株</p> <p>新株予約権1個の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は100株とする。ただし、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という）以降、当社が当社普通株式の株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ）または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。</p> <p>調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率</p> <p>調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときはその効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。</p> <p>また、割当日以降、当社が合併または会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。</p> <p>募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨 新株予約権1個あたり金30万3300円（株式1株あたり金3033円）</p> <p>新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法 各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの行使価額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。</p> <p>新株予約権を行使することができる期間 令和1年7月20日から令和21年7月19日までとする。</p> <p>新株予約権の行使の条件 ① 新株予約権者は、新株予約権を行使することができる期間内において、当社の取締役、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した時点</p>				

	<p>(以下、「権利行使開始日」という)以降、新株予約権を行使することができる。ただし、この場合、新株予約権者は、権利行使開始日から5年を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。</p> <p>② 前記①にかかわらず、新株予約権者は、新株予約権を行使することができる期間内において、以下のア、またはイ、に定める場合(ただし、イについては、当該新株予約権発行事項中組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される旨が合併契約、株式交換契約若しくは株式移転計画において定められている場合を除く。)には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できる。</p> <p>ア、新株予約権者が令和20年7月19日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合 令和20年7月20日から令和21年7月19日</p> <p>イ、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案または当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、取締役会決議がなされた場合) 当該承認日の翌日から15日間</p> <p>③ 前記①及び②アは、新株予約権を相続により承継した者については適用しない。</p> <p>会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件 以下の①、②、③、④または⑤の議案につき株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、取締役会決議がなされた場合)は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。</p> <p>① 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案 ② 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案 ③ 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案 ④ 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案 ⑤ 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案</p>	<p>令和 1年 7月19日発行 ----- 令和 1年 8月 2日登記</p>
<p>取締役会設置会社に関する事項</p>	<p>取締役会設置会社</p>	<p>平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 1日登記</p>
<p>監査役設置会社に関する事項</p>	<p>監査役設置会社</p>	<p>平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 1日登記</p>
<p>監査役会設置会社に関する事項</p>	<p>監査役会設置会社</p>	<p>平成18年 7月 6日登記</p>

名古屋市熱田区千年一丁目2番70号
愛知時計電機株式会社

会計監査人設置会社に関する事項	会計監査人設置会社	平成18年 7月 6日登記
登記記録に関する事項	平成元年法務省令第15号附則第3項の規定により	平成 7年 9月21日移記



これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。
(名古屋法務局管轄)

令和 2年 7月 7日

名古屋法務局熱田出張所
登記官

小 森 隆 義



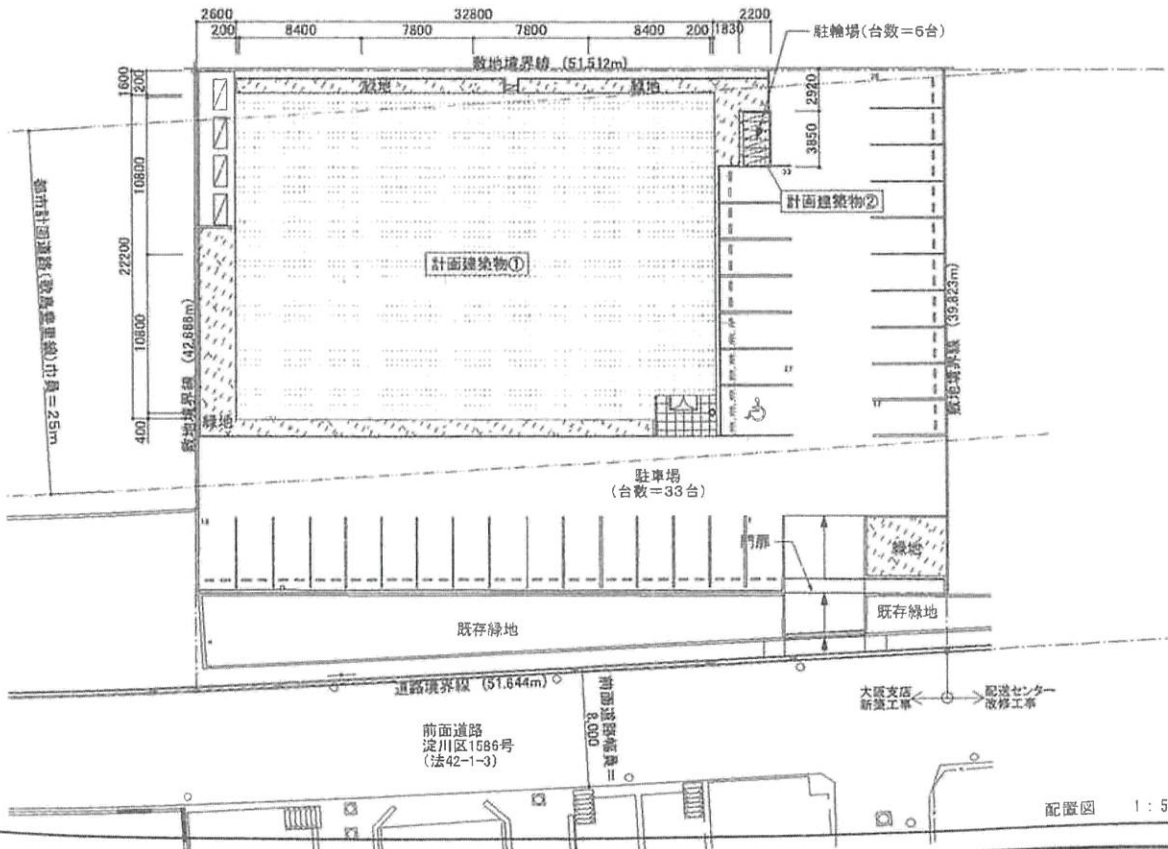
支店所在地図



愛知時計電機株式会社 (大阪支店)



付近見取図 1:5000



配置図 1:500

作成 09.04.21
 修正 09.06.05

KBI 計画・設計事務所

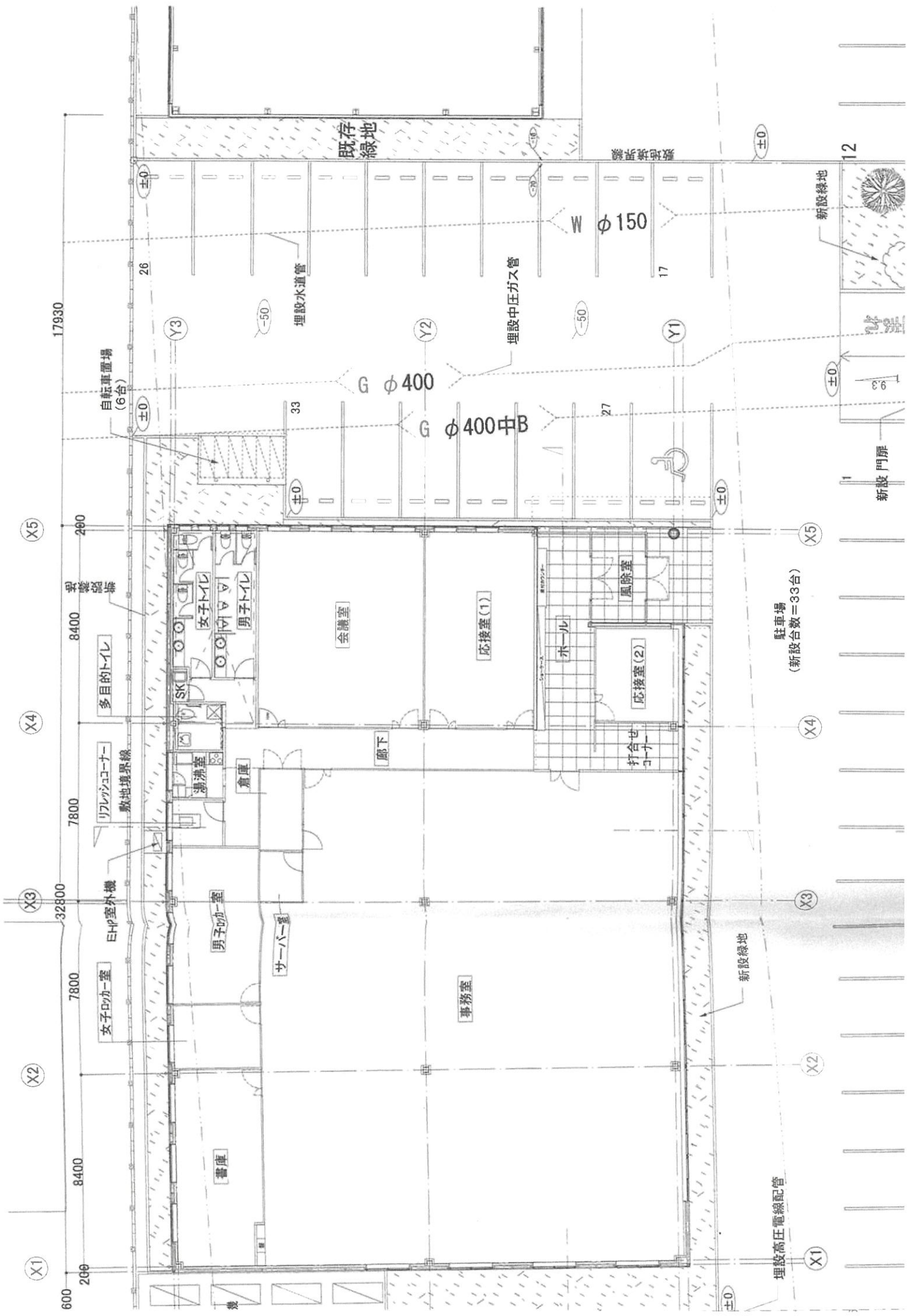
管理建築士 森山 佳嗣 担当 中田一久
 一般建築士 第95084号

工事名称 愛知時計電機大阪支店新築工事
 縮尺
 図面名称 設計概要・付近見取図・配置図 図示

整理番号

図面番号

A-1



支店写真

